

#### 第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

##### 目次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章 共通規定</b></p> <p>第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p><b>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</b></p> <p>第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究費の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小連結親法人</p> <p>第4款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又</p>	<p><b>第1章 共通規定</b></p> <p>第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p><b>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</b></p> <p>第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p><b>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第1款 試験研究費の範囲</p> <p>第2款 試験研究費の額</p> <p>第3款 中小連結親法人</p> <p>第4款 その他</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等</p>

は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特  
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等  
を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別  
償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合  
の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償  
却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特  
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 6 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額  
の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 8 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 18 《被災代替資産等の特別償却) 関係

第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研

又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 の 2 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特  
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 14 の 3 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等  
を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別  
償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 2 《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の  
法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 3 《認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合  
の法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償  
却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 5 《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特  
別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 6 《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額  
の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 7 《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法  
人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 8 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却) 関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 再生可能エネルギー発電設備等

第 3 款 海洋運輸業等

第 68 条の 18 《被災代替資産等の特別償却) 関係

第 68 条の 19 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研

究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 20 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係

第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却) 関係

第 68 条の 33 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係

第 68 条の 35 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

**第 3 章 連結法人の準備金等**

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

究施設の特別償却) 関係

第 68 条の 20 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係

第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係

第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係

第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係

第 68 条の 33 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却) 関係

第 68 条の 34 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係

第 68 条の 35 (特定都市再生建築物の割増償却) 関係

第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

**第 3 章 連結法人の準備金等**

第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係

第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係

第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

#### 第4章 削除

#### 第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

#### 第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）関係

#### 第6章の2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）関係

#### 第7章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

#### 第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

#### 第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

#### 第4章 削除

#### 第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

#### 第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）関係

#### 第6章の2 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）関係

#### 第7章 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

#### 第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

#### 第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

#### 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85《共通事項》関係

第68条の70～第68条の73《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係

第68条の74《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係

第68条の75《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係

第68条の76《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

#### 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70～第68条の85《共通事項》関係

第68条の70～第68条の73《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係

第68条の74《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係

第68条の75《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係

第68条の76《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除》関係

第 68 条の 76 の 2 《特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除》関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 その他

第 68 条の 77 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係

第 68 条の 78～第 68 条の 80 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 68 条の 84 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係

第 68 条の 85 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 その他

#### 第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第 68 条の 88 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定

第 3 款 比較対象取引

第 4 款 独立企業間価格の算定

第 5 款 利益分割法の適用

第 6 款 取引単位営業利益法の適用

第 68 条の 76 の 2 《特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除》関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 その他

第 68 条の 77 《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係

第 68 条の 78～第 68 条の 80 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 事業の用に供したことの意義等

第 3 款 圧縮限度額の計算等

第 4 款 特別勘定

第 5 款 その他

第 68 条の 84 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係

第 68 条の 85 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係

第 1 款 対象資産の範囲等

第 2 款 その他

#### 第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第 68 条の 88 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定

第 3 款 比較対象取引

第 4 款 独立企業間価格の算定

第 5 款 利益分割法の適用

第 6 款 取引単位営業利益法の適用

- 第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用
- 第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
- 第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用
- 第10款 申告調整等
- 第11款 国外移転所得金額の取扱い等
- 第12款 その他

#### 第12章 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

- 第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係
- 第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）関係

#### 第13章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

- 第68条の90～第68条の93（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係
- 第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）関係

#### 第14章 連結法人のその他の特例

- 第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係
- 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係
- 第68条の98（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）関係

- 第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用
- 第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
- 第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用
- 第10款 申告調整等
- 第11款 国外移転所得金額の取扱い等
- 第12款 その他

#### 第12章 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

- 第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係
- 第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）関係

#### 第13章 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

- 第68条の90～第68条の93（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係
- 第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）関係

#### 第14章 連結法人のその他の特例

- 第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係
- 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係

<p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係          第68条の101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係          第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係          第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係          第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係          第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係          第68条の101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係          第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係  <u>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</u></p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係          第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係          第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係          第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>
---	---

二 第 68 条の 10～第 68 条の 36 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)  <b>68 の 10～68 の 36 (共) -1</b> 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、<u>第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)  <b>68 の 10～68 の 36 (共) -2</b> 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)  <b>68 の 10～68 の 36 (共) -1</b> 措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 7 第 1 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 <u>及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)  <b>68 の 10～68 の 36 (共) -2</b> 連結法人が、その有する減価償却資産について、措置</p>



改 正 後	改 正 前
<p>法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、<u>第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u> の規定（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、第 43 条から第 48 条まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、<u>第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u>……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 14 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 5 第 1 項、<u>第 68 条の 15 の 7 第 1 項</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 <u>及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 までの規定</u>（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 11 の 2 第 1 項、第 42 条の 11 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 4 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 6 第 1 項</u>、第 43 条から第 44 条の 3 まで及び第 44 条の 5 から第 48 条まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共)－3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、<u>第 68 条の 15 の 7</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、第 68 条の 27、第 68 条の 29 <u>及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

三 第 68 条の 14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の<u>特別償却</u>又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第 68 条の 14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の<u>特別償却等</u>又は法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の14-1 .....</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68の14-2 .....又は器具及び備品.....又は1,000万円以上          であるかどうか.....          .....</p> <p>68の14-9 <u>削 除</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の14-10 <u>措置法第68条の14第4項</u>.....<u>同条第4項第1号及び第          2号</u>.....<u>同条第4項第3号</u>.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68の14-1 .....</p> <p><u>特定機械装置等に係る同条第3項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が4,000万円以上又は2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>68の14-2 .....若しくは器具及び備品.....若しくは1,000          万円以上であるかどうか又は同条第3項に規定する機械及び装置若しくは器具  <u>及び備品の取得価額が4,000万円以上若しくは2,000万円以上であるかどうか</u>...          .....</p> <p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p>68の14-9 <u>措置法第68条の14第3項に規定する開発研究用資産につき同条第          1項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第          68条の9第8項第8号に規定する特別試験研究費の額（以下68の14-9にお          いて「特別試験研究費の額」という。）に該当するものとみなされるのである          から、措置法第68条の41の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験          研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の14-10 <u>措置法第68条の14第5項</u>.....<u>同条第5項第1号及び第          2号</u>.....<u>同条第5項第3号</u>.....</p>

四 第 68 条の 14 の 3 (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(2 以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68 の 14 の 3-6 .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p>	<p>(2 以上の連結事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>68 の 14 の 3-6 .....</p> <p>④ 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 <u>当該連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等が(1)の特定事業用機械等である場合には、(1)により本通達を適用する。なお、当該連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうちに次のいずれもがある場合には、特定事業用機械等を平成 31 年 4 月 1 日前に取得等をしたものと同日以後に取得等をしたものに区分し、それぞれ次により本通達を適用する。</u></p> <p>(1) <u>平成 31 年 4 月 1 日前に取得等をした特定事業用機械等 本文、算式及び注書 3 中「80 億円」とあるのは、「100 億円」とする。</u></p> <p>(2) <u>平成 31 年 4 月 1 日以後に取得等をした特定事業用機械等 算式中「超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額」に当該連結事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等のうち同日前に取得等をしたものの取得価額を含める。</u></p>

五 旧第 68 条の 15 の 2 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 68 条の 15 の 2 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>68 の 15 の 2-1 削 除</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>68 の 15 の 2-2 措置法第 68 条の 15 の 2 第 4 項第 11 号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定就職困難者コース助成金、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額</u></p> <p><u>(2) 連結法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている連結法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。）</u></p>

六 旧第 68 条の 15 の 7 (革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 7 (革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳の適用を受けた特定ソフトウェア等の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 7-1</u> 措置法令第 39 条の 47 の 2 第 2 項に規定する特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が 5,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その特定ソフトウェア並びに機械及び装置並びに器具及び備品が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68 の 15 の 7-3(2)中「革新的情報産業活用設備」とあるのを「特定ソフトウェア並びに機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 68 の 15 の 7-3(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 68 の 15 の 7-3(2)に掲げる場合にあつては、68 の 15 の 7-3(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>68 の 15 の 7-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 7 第 1 項に規定する認定革新的データ産業活用事業者が、その取得又は製作をした同項に規定する革新的情報産業活用設備(以下 68 の 15 の 7-3 までにおいて「革新的情報産業活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該革新的情報産業活用設備が専ら当該認定革新的データ産業活用事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備は当該認定革新的データ産業活用事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。</p>
(廃 止)	<p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>68 の 15 の 7-3</u> 措置法第 68 条の 15 の 7 第 2 項に規定する税額控除限度額を計</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>算する場合における革新的情報産業活用設備の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>連結法人が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備につき、当該取得又は製作をして事業の用に供した連結事業年度（以下 68 の 15 の 7－3 において「供用年度」という。）において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受ける場合 令第 54 条第 3 項の規定により同条第 1 項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>連結法人が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備につき、供用年度後の事業年度において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>④1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 革新的情報産業活用設備の供用年度において、当該革新的情報産業活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で連結法人が、措置法第 68 条の 15 の 7 第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第 54 条第 1 項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達 9－2－3（基本通達 10－2－2 を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(革新的情報産業活用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15の7-4</u> 連結法人が措置法第68条の15の7第1項(同法第42条の12の6第1項を含む。)に規定する革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該革新的情報産業活用設備の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった革新的情報産業活用設備に係る措置法第68条の15の7第2項(同法第42条の12の6第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>
(廃止)	<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68の15の7-5</u> 措置法第68条の15の7第4項の規定により同条第1項及び第2項の規定の適用がない同条第4項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項から第3項までの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第4項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けることができる。</p>

七 第68条の31(障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却)関係

改 正 後	改 正 前
第68条の31(障害者を雇用する場合の <u>特定機械装置</u> の割増償却)関係	第68条の31(障害者を雇用する場合の <u>機械等</u> の割増償却)関係

改 正 後	改 正 前
68 の 31-3 <u>削 除</u>	<u>(工場用の建物及びその附属設備の意義等)</u> 68 の 31-3 68 の 27-8 及び 68 の 27-9 の取扱いは、措置法第 68 条の 31 第 1 項に規定する工場用建物及びその附属設備について準用する。

八 旧第 68 条の 34 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)  (廃 止)	<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 34 (企業主導型保育施設用資産の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(特別償却の対象となる建物の附属設備)</u></p> 68 の 34-1 措置法第 68 条の 34 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

九 第 68 条の 43~第 68 条の 58 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
(合併等に伴う準備金の表示替え) 68 の 43~68 の 58 (共) -2 ..... <u>特定災害防止準備金等</u> ..... ... (注) .....	(合併等に伴う準備金の表示替え) 68 の 43~68 の 58 (共) -2 ..... <u>金属鉱業等鉱害防止準備金等</u> ..... ..... (注) .....



十 旧第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p align="center"><u>第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p>
	<p><u>68 の 44-1 措置法第 68 条の 44 第 4 項の規定により同条第 1 項の規定の適用がない同条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第 4 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項の規定の適用を受けることができる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)</u></p>
	<p><u>68 の 44-1 の 2 連結法人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設（措置法第 68 条の 44 第 1 項に規定する特定施設をいう。）について、既に積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第 2 項に規定する「鉱害防止事業を実施する場合において、同法第 9 条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p><u>68 の 44-2 連結法人が金属鉱業等鉱害防止準備金勘定の金額を益金の額に算入</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>した</u>場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 68 条の 44 第 2 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 3 項第 4 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、連結法人が計上していた金属鉱業等鉱害防止準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、連結法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして連結確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</p>

十一 第 68 条の 46 ((特定災害防止準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>68 の 46-2 <u>連結法人が特定災害防止準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第 68 条の 46 第 2 項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第 3 項第 6 号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、連結法人が計上していた特定災害防止準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、連結法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして連結確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</u></p> <p>(損金の額に算入されなかった特定災害防止準備金がある場合)</p> <p>68 の 46-3 <u>連結法人が特定災害防止準備金を積み立てている特定廃棄物最終処分場 (措置法第 68 条の 46 第 1 項に規定する特定廃棄物最終処分場をいう。)</u></p>	<p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 46-2 <u>特定災害防止準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定災害防止準備金を含む。)</u> の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>について、既に積み立てた特定災害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「維持管理を行う場合において、同法第8条の5第6項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた特定災害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした維持管理積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。</p>	

十二 第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定災害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 54-1 ……………</p> <p>……………<u>68 の 46-2</u>……………</p>	<p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 54-1 ……………</p> <p>……………<u>68 の 44-2</u>……………</p>

十三 第 68 条の 54 の 2 (特定原子力施設炉心等除去準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定災害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 54 の 2-1 ……………</p> <p>……………<u>68 の 46-2 及び 68 の 46-3</u>……………</p>	<p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p>68 の 54 の 2-1 ……………</p> <p>……………<u>68 の 44-1 の 2 及び 68 の 44-2</u>……………</p>

十四 第 68 条の 55 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(特定災害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 55-8 ..... <u>68 の 46-2</u> .....	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 55-8 ..... <u>68 の 44-2</u> .....

十五 第 68 条の 57 ((関西国際空港用地整備準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(特定災害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 57-2 ..... <u>68 の 46-2</u> .....	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 57-2 ..... <u>68 の 44-2</u> .....

十六 第 68 条の 57 の 2 ((中部国際空港整備準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(特定災害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 57 の 2-2 ..... <u>68 の 46-2</u> .....	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 57 の 2-2 ..... <u>68 の 44-2</u> .....

十七 第 68 条の 58 ((特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(特定災害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 58-9 ..... <u>68 の 46-2</u> .....	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 58-9 ..... <u>68 の 44-2</u> .....

十八 第 68 条の 61 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金)) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定災害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 61-19 ..... <u>68 の 46-2</u> .....	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 61-19 ..... <u>68 の 44-2</u> .....

十九 第 68 条の 64 ((農業経営基盤強化準備金)) 関係

改 正 後	改 正 前
(特定災害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 64-3 ..... <u>68 の 46-2</u> .....	(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用) 68 の 64-3 ..... <u>68 の 44-2</u> .....

二十 第 68 条の 66 ((交際費等の損金不算入)) 関係

改 正 後	改 正 前
(交際費等の損金不算入額を計算する場合の連結親法人の資本金の額又は出資金の額等) 68 の 66(2)-1 <u>措置法第 68 条の 66 第 1 項</u> .....	(交際費等の損金不算入額を計算する場合の連結親法人の資本金の額又は出資金の額等) 68 の 66(2)-1 <u>措置法第 68 条の 66 第 2 項</u> .....

二十一 第 68 条の 68 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 68 の 68(1)-10 ..... (1) 昭和 45 年 10 月 23 日付建設省告示第 1552 号「宅地建物取引業者が宅地又	(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲) 68 の 68(1)-10 ..... (1) <u>昭和 45 年 10 月 23 日付建設省告示第 1552 号</u> 「宅地建物取引業者が宅地又

改 正 後	改 正 前
<p>は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第9①た だし書……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>68の68(5)－15 ……………措置法第62条の3第4項第7号及び第11号… ……………措置法令第38条の4第22項第2号ロ……………</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>68の68(5)－16 ……………措置法第62条の3第4項第11号…………… …</p> <p>(1) <u>措置法第62条の3第4項第11号</u>…………… (2) <u>措置法第62条の3第4項第11号</u>…………… (3) ……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>68の68(5)－17 ……………措置法第62条の3第4項第13号イ又は第14 号イ……………</p> <p>(1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>68の68(5)－18 ……………措置法第62条の3第4項第13号…………… …<u>同号</u>……………</p>	<p>は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7①た だし書……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>68の68(5)－15 ……………措置法第62条の3第4項第7号、第8号及び第 <u>10号</u>……………措置法令第38条の4第21項第2号ロ……………</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い)</p> <p>68の68(5)－16 ……………措置法第62条の3第4項第10号…………… …</p> <p>(1) <u>措置法第62条の3第4項第10号</u>…………… (2) <u>措置法第62条の3第4項第10号</u>…………… (3) ……………</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>68の68(5)－17 ……………措置法第62条の3第4項第12号イ、第13号イ 又は第14号イ……………</p> <p>(1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>68の68(5)－18 ……………措置法第62条の3第4項第12号及び第13号… ……………<u>同項第12号ロ</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 68(5)－19 <u>削 除</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68 の 68(5)－21 ……<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 14 号</u>……  …<u>同号</u>…<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 2 号イ及びロ</u>…  …</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>68 の 68(5)－22 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) <u>同項第 11 号</u>…</p> <p>(3) <u>同項第 13 号又は第 14 号</u>…</p> <p>(4) ……</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>68 の 68(5)－23 ……</p> <p>(㊦) <u>同項第 11 号</u>…</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>68 の 68(5)－32 ……<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(1)</u>…</p>	<p><u>(宅地の造成の意義)</u></p> <p>68 の 68(5)－19 <u>措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号に規定する「一団の宅地の造成」には、住宅建設の用に供される一団の宅地の造成のほか、工業団地の用に供される一団の宅地の造成又は住宅、店舗、工業団地等の 2 以上の用途に供される一団の宅地の造成も含まれることに留意する。</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68 の 68(5)－21 ……<u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 12 号又は第 14 号</u>…<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号又は第 14 号</u>…  …<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 2 号イ及びロ</u>…</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>68 の 68(5)－22 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) <u>同項第 10 号</u>…</p> <p>(3) <u>同項第 12 号、第 13 号又は第 14 号</u>…</p> <p>(4) ……</p> <p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>68 の 68(5)－23 ……</p> <p>(㊦) <u>同項第 10 号</u>…</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)</p> <p>68 の 68(5)－32 ……<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項第 1 号イ(1)</u>…</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)－33 .....<u>措置法規則第21条の19第10項第1号イ(2)</u>.....  .....<u>措置法規則第21条の19第10項第1号イ(2)</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>68の68(5)－34 .....</p> <p>.....<u>同条第4項第13号から第16号まで</u>.....<u>措置法第62条の3第4項第13号から第16号まで</u>.....<u>措置法規則第21条の19第2項第13号から第16号まで</u>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68の68(6)－10 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第13号から第16号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68の68(6)－11 .....</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第13号から第16号まで</u>.....</p>	<p>.....</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>68の68(5)－33 .....<u>措置法規則第21条の19第11項第1号イ(2)</u>.....  .....<u>措置法規則第21条の19第11項第1号イ(2)</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>68の68(5)－34 .....</p> <p>.....<u>同条第4項第12号から第16号まで</u>.....<u>措置法第62条の3第4項第12号から第16号まで</u>.....<u>措置法規則第21条の19第2項第12号から第16号まで</u>.....</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68の68(6)－10 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第12号から第16号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>68の68(6)－11 .....</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第12号から第16号まで</u>.....</p>



改 正 後	改 正 前
<p>…</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 68(6)－12 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項各号</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 68(6)－13 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 10 項各号</u>……………</p>	<p>…</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)</p> <p>68 の 68(6)－12 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項各号</u>……………</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>68 の 68(6)－13 ……………</p> <p>……………<u>措置法規則第 21 条の 19 第 11 項各号</u>……………</p>

二十二 第 68 条の 69 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>68 の 69(1)－11 ……………</p> <p>(1) <u>昭和 45 年 10 月 23 日付建設省告示第 1552 号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第 9 ①ただし書</u>……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>68 の 69(1)－11 ……………</p> <p>(1) <u>昭和 45 年 10 月 23 日付建設省告示第 1552 号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第 7 ①ただし書</u>……………</p> <p>(2) ……………</p>

二十三 第 68 条の 70～第 68 条の 73 ((収用等の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 70 (2) -25 <u>削 除</u></p>	<p><u>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</u></p> <p>68 の 70 (2) -25 第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行地区内の建築物に借家権を有する連結法人が都市再開発法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に都市再開発法第 91 条第 1 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 226 条第 1 項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第 68 条の 70 第 2 項に係る措置法第 64 条第 2 項第 2 号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類を保存していなければならないものとする。</p> <p>(1) <u>都市再開発法第 79 条第 3 項又は同法第 111 条の規定により読み替えられた同法第 79 条第 3 項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p>(2) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 212 条第 3 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 43 条の規定により読み替えられた同法第 212 条第 3 項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p>(3) <u>都市再開発法第 71 条第 3 項の規定による申出の理由が措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る措置法令第 39 条第 7 項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、第一種市街地再開発事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得て、又は市街地再開発審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金</u></p> <p>(4) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 203 条第 3 項の規定による申出の理由が措置法第 68 条の 70 第 1 項に係る措置法令第 39 条第</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>10 項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、防災街区整備事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得て、又は防災街区整備審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金</u>

二十四 第 68 条の 73 ((収用換地等の場合の連結所得の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
(補償金の支払請求等の時期) 68 の 73-6 ..... ..... <u>同法第 5 条第 1 項第 7 号</u> .....  (許可を要しないこととなった日の意義) 68 の 73-9 ..... (1) ..... ..... <u>農地法第 5 条第 1 項第 7 号</u> ..... (2) .....	(補償金の支払請求等の時期) 68 の 73-6 ..... ..... <u>同法第 5 条第 1 項第 6 号</u> .....  (許可を要しないこととなった日の意義) 68 の 73-9 ..... (1) ..... ..... <u>農地法第 5 条第 1 項第 6 号</u> ..... (2) .....

二十五 第 68 条の 78~第 68 条の 80 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
(工場等の建物及びその附属設備の範囲) 68 の 78(1)-17 ..... ..... <u>(工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積して</u> <u>いる区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福利厚生施設を</u>	(工場等の建物及びその附属設備の範囲) 68 の 78(1)-17 ..... .....(福利厚生施設を除く。.....)

改 正 後	改 正 前
除く。……………	
(注) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 3 号</u> ……………	(注) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 4 号</u> ……………
(福利厚生施設の範囲)	(福利厚生施設の範囲)
68 の 78(1)－18 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号及び第 3 号</u> …………… ……同表の <u>第 6 号</u> ……………措置法令第 39 条の 7 第 2 項、第 4 項及び第 39 条の 106 第 3 項……………	68 の 78(1)－18 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号及び第 4 号</u> …………… ……同表の <u>第 9 号</u> ……………措置法令第 39 条の 7 第 2 項、第 4 項及び第 7 項……………
(工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)	(工場等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)
68 の 78(1)－20 …………… <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 6 号</u> の下欄……………	68 の 78(1)－20 …………… <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u> の下欄……………
(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)	(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)
68 の 78(1)－22 …………… 同表の <u>第 6 号</u> の上欄……………	68 の 78(1)－22 …………… 同表の <u>第 7 号</u> の上欄……………
(注) ……………	(注) ……………
(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)	(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)
68 の 78(1)－30 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 6 号</u> の下欄…………… ……	68 の 78(1)－30 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u> の下欄…………… ……
(注) ……………	(注) ……………
(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)	(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)
68 の 78(1)－30 の 3 …………… <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 6 号</u> の 下欄……………	68 の 78(1)－30 の 3 …………… <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u> の 下欄……………

改 正 後	改 正 前
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)	(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)
68 の 78(1) - 30 の 4 .....	68 の 78(1) - 30 の 4 .....
.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 6 号の下欄.....	.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の下欄.....
(注) .....	(注) .....
(船舶の範囲)	(船舶の範囲)
68 の 78(1) - 31 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の上欄.....	68 の 78(1) - 31 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号の上欄.....
(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)	(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)
68 の 78(1) - 31 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号.....措置 置法令第 39 条の 7 第 8 項第 1 号.....	68 の 78(1) - 31 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号.....措 置法令第 39 条の 7 第 8 項第 1 号及び第 9 項第 2 号イ又はロ.....
(注) .....	(注) .....
(日本船舶の意義)	(日本船舶の意義)
68 の 78(1) - 32 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の下欄.....	68 の 78(1) - 32 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号の下欄.....
(買換取得資産等の取得の日)	(買換取得資産等の取得の日)
68 の 78(1) - 38 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄..... .....	68 の 78(1) - 38 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号の上欄..... .....
(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)	(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 78 (1) -39 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68 の 78 (1) -40 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………同項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄</p> <p>(2) ……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68 の 78 (1) -41 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 6 号の上欄……………</p> <p>……</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68 の 78 (3) -2 ……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 6 号まで……………</p> <p>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p>	<p>68 の 78 (1) -39 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)</p> <p>68 の 78 (1) -40 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号……………</p> <p>……</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………同項の表の第 1 号又は第 7 号の上欄</p> <p>(2) ……………</p> <p>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</p> <p>68 の 78 (1) -41 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 7 号の上欄……………</p> <p>……</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68 の 78 (3) -2 ……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 9 号まで……………</p> <p>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 78(3)－12 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、<u>第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>措置法第 68 条の 27 第 2 項、第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u>……………</p> <p>………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3)－13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31、<u>第 68 条の 33、第 68 条の 35 及び第 68 条の 36</u>……………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4)－8 ……………</p> <p>付表 ……………</p>	<p>68 の 78(3)－12 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、<u>第 68 条の 15 の 7</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 <u>及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>措置法第 68 条の 27 第 2 項及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3)－13 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 5、<u>第 68 条の 15 の 7</u>、第 68 条の 16 から第 68 条の 20 まで、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、第 68 条の 27、第 68 条の 29、第 68 条の 31 <u>及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>………</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4)－8 ……………</p> <p>付表 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
特定の資産の譲渡 に伴う特別 勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕 方	特定の資産の譲渡 に伴う特別 勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書の記載の仕 方
1 .....	1 .....
2 .....	2 .....
3 .....	3 .....
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
6 .....	6 .....
(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号</u> の下欄.....	(1) <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号</u> の下欄.....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....
7 .....	7 .....

二十六 第 68 条の 90～第 68 条の 93 ((連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(全てに従事していることの範囲)	(全てに従事していることの範囲)
68 の 90-16 .....	68 の 90-16 .....
..... <u>第 9 項第 3 号イ(1)(ii)</u> ..... <u>措置法令第 39 条の 117</u>	..... <u>第 9 項第 3 号</u> ..... <u>措置法令第 39 条の 117 の 2 第</u>
<u>の 2 第 10 項第 1 号から第 3 号まで</u> .....	<u>10 項第 1 号及び第 2 号</u> .....



二十七 第 68 条の 98 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 98 ((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例) 関係</u></p> <p><u>(特定株式の取得の日の判定)</u></p> <p><u>68 の 98-1 措置法第 68 条の 98 第 1 項に規定する特定株式 (以下「特定株式」という。) の取得の日の判定は、次による。ただし、外国法人の発行した特定株式について、その本店又は主たる事務所の所在する国の法令にこれと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 金銭の払込みによる増資により取得した特定株式は、当該払込みの期日 (当該払込みの期間が定められている場合には当該払込みを行った日) による。</u></p> <p><u>(2) 新株予約権の行使 (新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。) により取得した特定株式は、当該新株予約権を行使した日による。</u></p> <p><u>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</u></p> <p><u>68 の 98-2 連結法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第 68 条の 98 第 1 項又は第 9 項第 6 号の規定の適用に当たっては、措置法令第 39 条の 122 第 11 項各号に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、連結法人の計算によるものとする。</u></p> <p><u>(特別勘定繰入限度超過額の区分計算)</u></p> <p><u>68 の 98-3 連結法人が同一連結事業年度において、措置法第 68 条の 98 第 1 項の規定の適用を受け、特定株式のいずれについても同項に規定する特</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>別勘定（以下「特別勘定」という。）として経理した金額がある場合において、同項に規定する連結所得個別基準額を超えることにより損金の額に算入されない金額（以下「特別勘定繰入限度超過額」という。）があるときは、当該特別勘定繰入限度超過額がいずれの特定株式について生じたものとするかは、連結法人の計算によるものとする。</u></p> <p><u>（合併等に伴う特別勘定の表示替え）</u></p> <p><u>68の98-4 措置法第68条の98第1項の規定により特別勘定を設ける方法により経理されたものと同項の規定により剰余金の処分の方法により積み立てられたものとを有する連結法人が、その処理方式の統一を図るため、例えば、当該特別勘定を設ける方法により経理された金額の全部を取り崩して益金の額に算入するとともに同額（措置法の規定により取り崩して益金の額に算入すべき金額を除く。）を当該剰余金の処分の方法により積み立てる経理をした場合において、その経理をしたことが合併に伴う合併法人と被合併法人の処理方式の不統一を改める等合理的な理由によるものであるときは、その金額は、当初からその統一後の処理方式によって積み立てられていたものとして取り扱う。</u></p> <p><u>④ この処理方式の変更を行った場合には、その内容に応じ、申告調整による当該金額に相当する金額の加算又は減算をしなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</u></p> <p><u>68の98-5 措置法第68条の98第2項の規定により同条第1項の規定の適用がない同条第2項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第2項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項の規定の適用を受けることができる。</u></p> <p><u>（特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定）</u></p> <p><u>68の98-6 措置法第68条の98第6項及び第7項の規定を適用する場合において、特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかは、その特別勘定の対象となる特定株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>（特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義）</u></p> <p><u>68の98-7 措置法第68条の98第9項第1号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い）</u></p> <p><u>68の98-8 連結法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、措置法第68条の98第9項第6号の規定により当該特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、同項第8号の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し)</u></p> <p><u>68 の 98-9 連結法人が特別勘定を設けている場合において、当該特別勘定に係る特定株式で外貨建てのものにつき当該連結事業年度終了の時に</u> <u>いて法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を</u> <u>計算する場合の令第 122 条の 3 の規定により換算を行ったため換算差損が</u> <u>生じたときは、当該特別勘定の金額のうち、当該換算差損の金額に相当す</u> <u>る金額を取り崩して益金の額に算入することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措</u> <u>置法令第 39 条の 122 第 9 項第 1 号の規定により計算することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(取得の日から 5 年を経過した特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の</u> <u>取扱い)</u></p> <p><u>68 の 98-10 措置法第 68 条の 98 第 10 項の規定の適用を受ける特別勘定の</u> <u>金額については、同条第 3 項から第 9 項までの規定の適用がないのである</u> <u>から、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取</u> <u>り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

二十八 第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取壊し等に要する費用)</p> <p>68 の 102-1 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 124 第 4 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p>	<p>(取壊し等に要する費用)</p> <p>68 の 102-1 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 39 条の 123 の 2 第 4 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p>

改 正 後	改 正 前
(2) ..... (3) .....  (廃材等の処分価額の除却損失等からの控除) 68 の 102-2 措置法令第 39 条の 124 第 4 項..... .....	(2) ..... (3) .....  (廃材等の処分価額の除却損失等からの控除) 68 の 102-2 措置法令第 39 条の 123 の 2 第 4 項..... .....

二十九 旧第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</b>
(廃 止)	<u>(事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定)</u> <u>68 の 102 の 2-1 措置法第 68 条の 102 の 2 第 1 項の規定の適用上、連結法人が同項に規定する「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」に該当するかどうかの判定(同項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)</u> は、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。)をした日及び事業の用に供した日の現況によるものとする。ただし、当該連結事業年度終了の日において同項に規定する「 <u>事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの</u> 」に該当する連結法人が、当該連結事業年度の同項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による <u>連結完全支配関係にある連結子法人に該当する期間</u> において取得等をして事業の用に供した同項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>用を受けている場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(適用除外事業者であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の102の2-1の2 措置法第68条の102の2第1項の規定の適用上、連結法人が適用除外事業者（同項に規定する適用除外事業者をいう。）に該当するかどうかの判定に当たっては、措置法第68条の9第8項第7号に規定する乗じて計算した金額は、正当額によるのであるから、例えば、連結確定申告により確定した連結所得の金額が修正申告や更正により変更された場合には、その判定を改めて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>④ 措置法令第39条の39第12項各号に掲げる事由がある場合の同条第13項各号に定める金額の計算についても、同様とする。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(常時使用する従業員の範囲)</u></p> <p><u>68の102の2-1の3 措置法令第39条の124第1項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、連結法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68の102の2-2 措置法第68条の102の2第1項の規定を適用する場合において、取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</p> <p><u>(少額減価償却資産の取得等とされない資本的支出)</u></p> <p><u>68の102の2-3 連結法人が行った資本的支出については取得価額を区分する特例である令第55条第1項(資本的支出の取得価額の特例)の規定の適用を受けて新たに取得したものとされるものであっても、連結法人の既に有する減価償却資産につき改良、改造等のために行った支出であることから、原則として、措置法第68条の102の2第1項(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)に規定する「取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した減価償却資産」に当たらないのであるが、当該資本的支出の内容が、例えば、規模の拡張である場合や単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資本的支出について、同項の規定を適用することができるものとする。</u></p>

三十 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第121号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第21号)をいう。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則によ</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>り読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）</u>  <u>の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正</u>  <u>前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p>	